

『みどり認定』 をご存知ですか？

持続可能な食料システムの構築に向け、令和3年に「みどりの食料システム戦略」が策定され、令和4年には「みどりの食料システム法」が制定・施行されました。令和5年からはこの法律に基づいて、各都道府県による環境負荷の低減に取り組む農林漁業者の計画認定(みどり認定)が本格的に始まっています。

林業分野でみどり認定の対象となる取組として、温室効果ガスの排出量削減のための省エネ型林業機械の導入や、きのこ栽培における断熱性能の高い被覆資材の導入などが挙げられます。林業者は概ね5年間の計画の認定を受けただうで、その目標の実現に向けて取組を進めていくことになります。

認定を受けると、高性能林業機械の導入や特用林産振興施設の整備に活用可能な林業・木材産業循環成長対策交付金などの国庫補助金の審査時に、優遇措置が受けられます。さらに、都道府県の無利子融資である林業・木材産業改善資金の特例措置(償還期間の延長)を活用できま

す。この資金は、個人1,500万円、会社3,000万円を上限とし、償還期間10年以内(特例措置では12年)で無利子の融資となっており、近々設備投資を考えられている方々にはメリットの大きい認定となっています。

林業分野におけるみどり認定の事例はまだ少ないですが、鳥取県の因州しかの菌づくり研究所が種駒を活用したプラスチック資材の使用低減や薪灯油兼用型乾燥機の導入による温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

林業分野の取組は、今まさに広がり始めています。みどり認定に関心のある方はお住いの都道府県庁にご相談ください。

認定の対象となる取組例

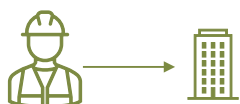


省エネ型林業機械の導入による燃油使用量の削減



シイタケの菌床栽培における被覆資材の活用による燃油使用量の削減

まずは最寄りの
県庁又は県の地方
事務所に相談！



計画書を県に提出！
申し込みは、個人でも
グループでもOK！



県が計画を認定！
みどり認定林業者に！

